

## ふくおか県民文化祭協賛事業承認基準

### ふくおか県民文化祭福岡県実行委員会

ふくおか県民文化祭の趣旨に賛同し、その目的に沿った公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講演会、講習会、その他の事業（以下「事業」という。）を行う者（以下「主催者」という。）に対して、ふくおか県民文化祭協賛事業として承認する基準は次のとおりとする。

#### 1 主催者について

主催者が、次の各号のいずれかであること。

- (1) 地方公共団体（公社等を含む）
- (2) 公益法人（宗教法人を除く）またはこれに準ずる団体
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- (4) 企業等
- (5) 文化団体等
- (6) その他上記の各号に準ずると認められるもの

#### 2 事業内容について

事業内容が次の各号に適合するものであること。

- (1) 事業の内容がふくおか県民文化祭の趣旨に沿うものであること。
- (2) 事業が一般の人に公開されるものであること。
- (3) 営利を主たる目的としないものであること。
- (4) 福岡県の新型コロナウイルス感染症ポータルページにある「催物の開催制限等について」の要請内容を遵守して実施する事業であること。  
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>)

#### 3 実施期間について

協賛事業の実施期間については、令和4年9月から令和5年1月までの間に実施するものとする。

#### 4 申請について

ふくおか県民文化祭協賛事業の承認を受けようとする者は、申請書（様式1）をふくおか県民文化祭福岡県実行委員会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

#### 5 承認について

会長は、申請書が提出された場合、事業内容等を審査し、ふくおか県民文化祭協賛事業にふさわしいと認められるときは、名義使用を認めるものとする。

また、会長は協賛事業を承認したときは、主催者に対してその旨を通知するものとする。

#### 6 協賛事業の表示について

承認後、主催者は、協賛事業の印刷物等（プログラム、チラシ、ポスター等）に「第30回ふくおか県民文化祭2022協賛事業」と表示すること。

また、ふくおか県民文化祭のマスコットキャラクター「飛梅丸（とびうめまる）」を表示することができる。

#### 7 報告について

主催者は、事業終了後速やかにふくおか県民文化祭協賛事業完了報告書（様式2）を提出するものとする。この報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) プログラム、チラシ、ポスター及び事業実施がわかる写真等
- (2) 会長が特に必要と認める書類